

## I. 目的及び適用範囲

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第7条に基づき平成16年4月2日に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、また、法第8条に基づき、経済産業省が所管する分野及び法第36条第1項により指定を受けた分野（以下「経済産業分野」という。）における事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援する具体的な指針として定めるものである。

本ガイドラインは、経済産業大臣が作成し、経済産業大臣が法を執行する際の基準となるものであるが、従業員の個人情報（雇用管理に関するもの）に関する部分については、厚生労働省告示第 号「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱を確保するために事業者が講すべき措置に関する指針」との整合性に留意した。このため、これらの部分については、厚生労働大臣及び経済産業大臣の共同で作成し、両大臣が共同して法を執行する。

なお、本ガイドライン中に事例として記述した部分は、理解を助けるための参考例として、いくつかの業種の例を取り上げたもので、すべての業種の例を網羅しているわけではないことを付記しておく。

この他、経済産業分野に該当するもののうち、個人情報の性質及び利用方法又は事業実態の特殊性等にかんがみ、特別に個人情報の適正な取扱いを確保する必要がある場合には、別途更なる措置を講ずることもあり得る。また、法第43条における個人情報保護指針を策定することもあり得る。これらの場合、それらに該当する個人情報を扱うに当たっては、当該更なる措置及び個人情報保護指針に沿った対応を行う必要がある。

また、事業者団体等が、当該事業の実態を踏まえ、当該団体傘下企業を対象とした自主的ルールである、事業者団体ガイドラインを策定することもあり得る。

## II. 法令解釈指針・事例

### 1. 定義（法第2条関連）

#### (1) 「個人情報」（法第2条第1項関連）

##### 法第2条第1項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる\*ものを含む。）をいう。「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性について、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化されているかどうかを問わない。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、「生存する個人」には日本国民に限らず、外国人も含まれるが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体に関する情報は含まれない。

※「他の情報と容易に照合することができ、…」とは、例えば通常の作業範囲において、個人情報データベース等にアクセスし、照合することができる状態をいい、他の事業者への照会をする場合、当該事業者内部でも取扱部門が異なる場合等であって照合が困難な状態を除く。

#### 【個人情報に該当する事例】

事例 1) 本人の氏名

事例 2) 生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例 3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例 4) 特定の個人を識別できるメールアドレス情報(keizai\_ichiro@meti.go.jp等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、日本の政府機関である経済産業省に所属するケイザイチローのメールアドレスであることがわかるような場合等)

事例 5) 特定個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報

事例 6) 雇用管理情報（会社が社員を評価した情報を含む。）

事例 7) 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できた場合は、その時点で個人情報となる。）

事例 8) 官報、電話帳、職員録等に公表されている情報

#### 【個人情報に該当しない事例】

事例 1) 企業の財務情報等法人等団体に関する情報（団体情報）

事例 2) 記号や数字等の文字列だから特定個人の情報であるか否かの区別がつか

ないメールアドレス情報(例えば、abc012345@ispisp.com。ただし、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できる場合は、個人情報となる。)

事例3) 特定の個人を識別することができない統計情報

## (2) 「個人情報データベース等」(法第2条第2項関連)

### 法第2条第2項

この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの

個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)

### 第1条

法第2条第2項第2号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、カルテや指導要録等、紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順、年月日順等)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

### **【個人情報データベース等に該当する事例】**

事例1) 電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳

事例2) ユーザーIDとユーザーが利用した取引についてのログ情報が保管されている電子ファイル

事例3) 社員が、名刺の情報を業務用パソコン(所有者を問わない。)に入力し、他の社員等も検索できる状態にしている場合

事例4) 人材派遣会社が登録カードを、氏名の五十音順に整理し、五十音順のインデックスを付してファイルしている場合

事例5) 氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録

### 【個人情報データベース等に該当しない事例】

- 事例 1) 社員が、自己の名刺入れについて他人が自由に検索できる状況に置いていても、他人には容易にわからない独自の分類方法により名刺を分類し検索できる状態にしている場合
- 事例 2) アンケートの戻りはがきで、氏名、住所等で分類整理されていない状態である場合

### (3) 「個人情報取扱事業者」(法第2条第3項関連)

#### 法第2条第3項

この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがあるものとして政令で定める者

#### 政令第2条

法第2条第3項第4号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。）の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5000を超えない者とする。

「個人情報取扱事業者」とは、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）で定める独立行政法人等、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）で定める地方独立行政法人並びにその取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

ここでいう「取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者」とは、政令第2条では、その事業の用に供する個人情報データベ

ース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数※の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5000人を超えない者とする。5000人を超えるか否かは、当該事業者の管理するすべての個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和により判断する。ただし、同一個人の重複分は除くものとする。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的を持って反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ一般社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない。

法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても個人情報取扱事業者に該当し得る。

#### ※「特定の個人の数」について

個人情報データベース等が、以下の要件のすべてに該当する場合は、その個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数は、上記の「特定の個人の数」には算入しない。

- ① 個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものである。
- ② その個人情報データベース等を構成する個人情報として氏名、住所（居所を含み、地図上又はコンピュータの映像面上において住所又は居所の所在場所を示す表示を含む。）又は電話番号のみを含んでいる。
- ③ その個人情報データベース等について、新たに個人情報を加え、識別される特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを変更するようなことをせずに、その事業の用に供している。

#### 【特定の個人の数に算入しない事例】

事例1) 電話会社から提供された電話帳及び市販の電話帳 CD-ROM 等に掲載されている氏名及び電話番号

事例2) 市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに格納されている氏名、住所又は居所の所在場所を示すデータ（ナビゲーションシステム等が当初から備えている機能を用いて、運行経路等新たな情報を記録する場合があったとしても、「特定の個人の数」には算入しないものとする。）

事例3) 氏名又は住所から検索できるよう体系的に構成された、市販の住所地図上の氏名及び住所又は居所の所在場所を示す情報

事例4) 倉庫業、データセンター（ハウジング、ホスティング）等の事業において預かった、その内容について関知しない個人情報

#### 【個人情報取扱事業者に該当する事例】

事例) 電子媒体及び紙媒体（以下「媒体」という。）の個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和が5000人以上である事業者